

消費生活センターニュース

令和3年度
第2号

ネット
通販

定期購入の トラブルに注意!

テレビ
ショッピング

事例1

SNSの広告を見て、初回300円のやせるサプリを注文した。商品が届き、請求書を確認すると、「定期購入」と分かった。解約を申し出ると、解約はできないと言われた。



事例2

テレビショッピングで健康食品を購入した。1回だけの注文だと思っていたが、2回目の商品が届き、同封の納品書を見ると「定期購入」と書かれていた。これ以上、いらないので返品をしたい。



回 答

ネットやSNSでの購入の際は、「特定商取引法に基づく表記」に契約内容や解約方法などが記載されています。必ず確認してから注文をしましょう。



回 答

テレビショッピングは契約情報の表示時間が短いため、契約内容や解約条件を見逃さないようにしましょう。また、電話で注文する際は、自分から契約内容を確認し、納得してから注文しましょう。

- テレビショッピングなどの通信販売は、クーリング・オフ制度の対象外になります。契約をした事業者の解約の規約に従うことになります。
- ネットなどで注文する際は、契約に関する重要な情報が最終確認画面(*)に集約されています。注文内容に相違がないか、不明な点はないか等を必ず確認し、確認画面を印刷するなどして、記録に残しておきましょう。

* 最終確認画面とは購入決定前に、契約内容の確認や訂正ができる画面のことです。

消費者庁イラスト集より

商品、サービス、契約のトラブル、多重債務などでお困りの時には、

沼田市消費生活センター TEL 20-1500 へ

相談時間 9:00~12:00 13:00~16:00 (土・日・祝日・年末年始は休み)

住 所 沼田市下之町888番地 TERRACE沼田(テラスぬまた)3階

片品村、川場村、昭和村、みなかみ町にお住まいの方もお気軽にご相談ください!

裏面もご覧ください。

～「特定商取引法に基づく表記」の確認について～
その商品、定期購入ではないですか？



広告に、
「初回のみ…」
「モニターに…」
「お試し価格…」
「お手軽な…」
「激安…」

契約条件の確認
が重要です。

などと記載されていたら、定期購入かも！！
購入条件が小さい文字で表示されています！！

注文前に、必ず確認しましょう！！
「特定商取引法に基づく表記」には、
契約条件などが記載されています。

問い合わせ先

事業者契約内容を確認したり、
解約を申し出るときに、連絡先
が必要となります。

商品の返品、交換

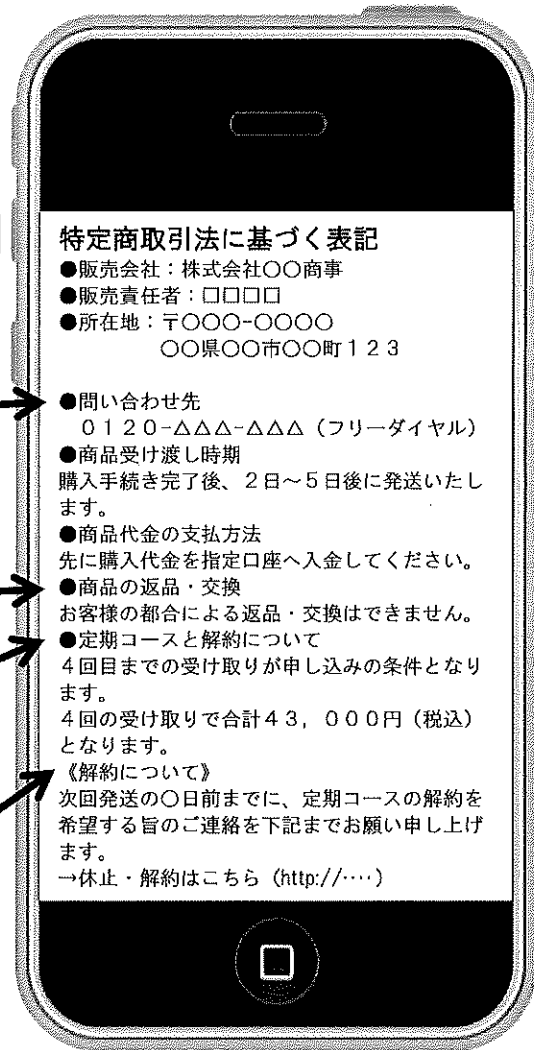
返品、交換の可否を確認しま
しょう。

定期コース

2回目以降の商品発送について
記載がないか確かめましょう。

解約条件

解約する際の、事業者が定める
ルールを確認しましょう。



商品、サービス、契約のトラブル、多重債務などでお困りの時には、

沼田市消費生活センター TEL 20-1500 へ

相談時間 9:00～12:00 13:00～16:00 (土・日・祝日・年末年始は休み)

住所 沼田市下之町888番地 TERRACE沼田(テラスぬまた)3階

片品村、川場村、昭和村、みなかみ町にお住まいの方もお気軽にご相談ください！